

避難所の環境整備について

【自主運営避難所への支援】

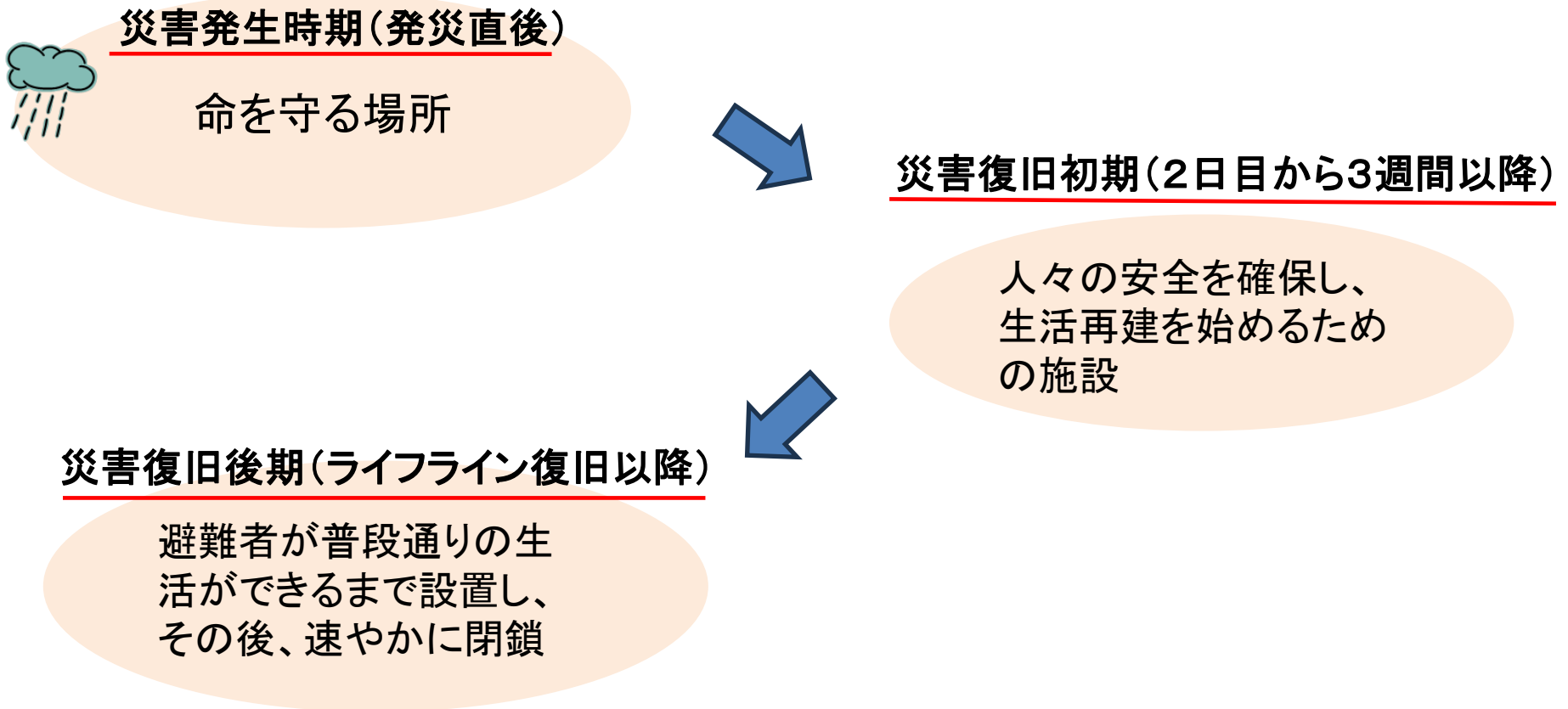
令和7年5月
総務部 危機・防災対策課

【目次】

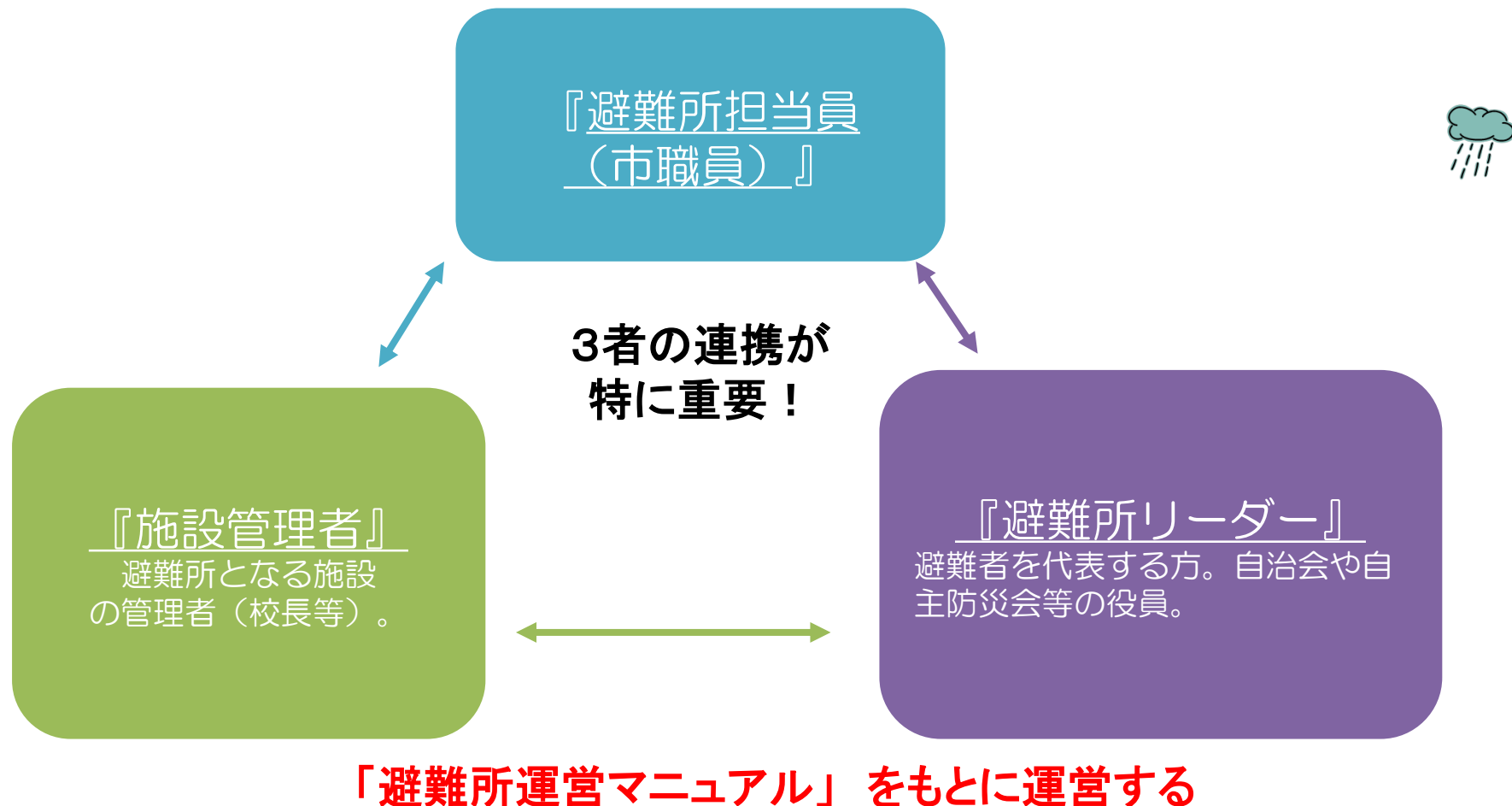
- 1 避難所の役割・・・・・・・・・・3頁
- 2 避難所の運営・・・・・・・・・・4頁
- 3 避難所の現状について・・・・・・・・ 5頁
- 4 自主運営避難所とは ・・・・・・・・ 6頁
- 5 支援物資の流れについて・・・・・・・・7頁
- 6 情報共有について・・・・・・・・9頁

1 避難所の役割

大津市の指定避難所 232箇所(福祉避難所含む)



2 避難所の運営



3 避難所の現状について

避難所(学校(主に体育館や遊戯室)や市民センター(公民館)などの建物)

指定避難所(市が指定)



- ・**市内197箇所**
- ・一時的に滞在してもらうための施設

【避難所内の福祉スペース(市が指定)】

- ・介助を要する等の理由により、一般避難所での生活が困難であると判断される要配慮者を受け入れるスペース
- ・福祉避難所とは違い、バリアフリー等の設備が常設されている施設ではないため、要配慮者すべてを受け入れることが可能な環境ではない
- ・支所の和室や中学校の武道場など、**市内84箇所**

指定福祉避難所(市が指定)

- ・受入対象者は施設ごとに異なる(地域防災計画に記載)
(例)要配慮者、妊産婦・乳幼児、知的障害者及び精神障害者のうち、あらかじめ市長が指定した者
- ・主に保育園や児童クラブなど、**市内35箇所**

4 自主運営避難所とは

【自主運営避難所】

行政が直接管理・運営する避難所ではなく、住民自身が主体となって開設・運営する避難所。

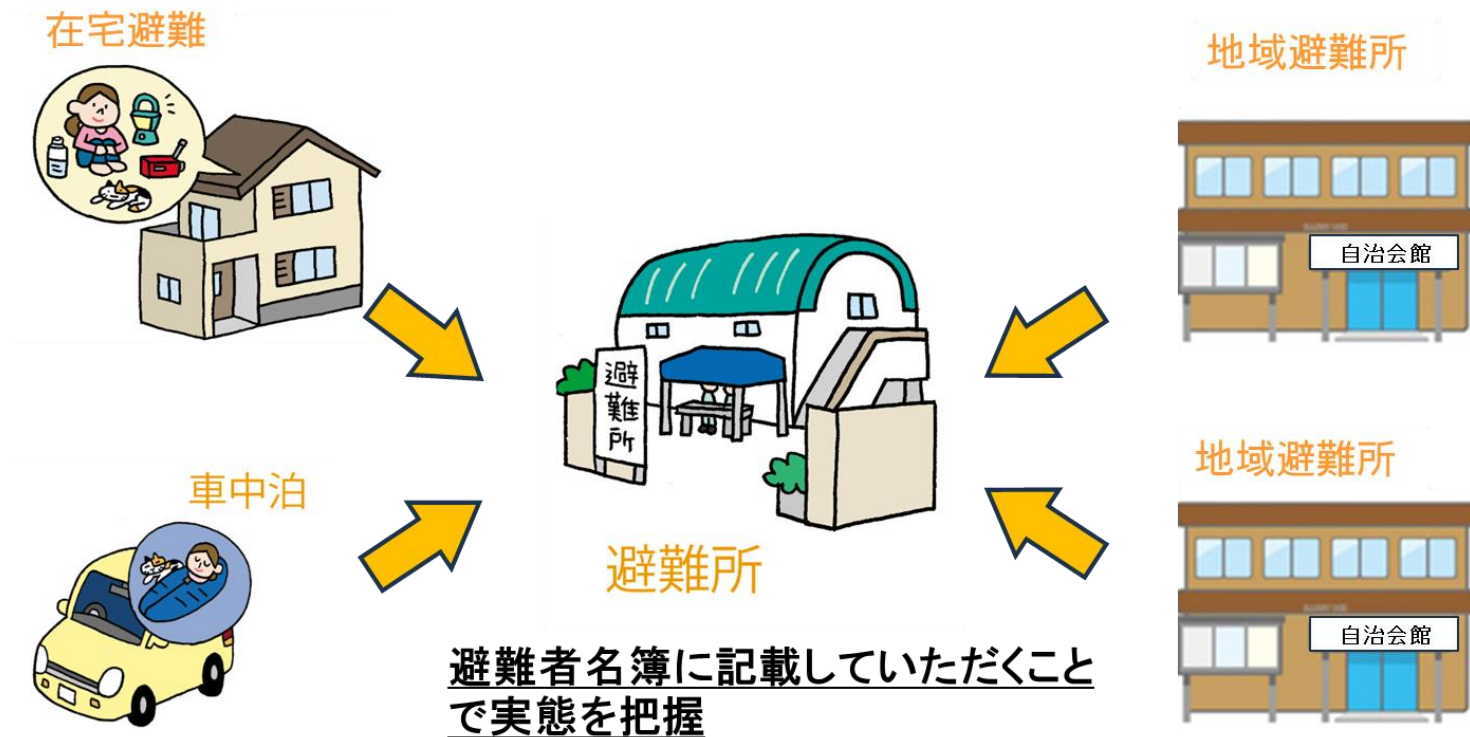
災害発生時、特に行政の支援が遅れる可能性がある地域などでは、活用が期待される。

項 目	内 容
運営主体	地域の住民・自治会・自主防災組織など
場 所	自治会館・集会所・社寺など
目 的	行政支援が来るまでの初動を住民自身で支える 避難所の過密を避けるための分散避難
利 点	柔軟で即時対応が可能 地域特性に合った運営ができる

【大津市地域防災計画】

小規模災害時等に備え、地域で任意に自治会館等を活用した地域避難所を設定する。

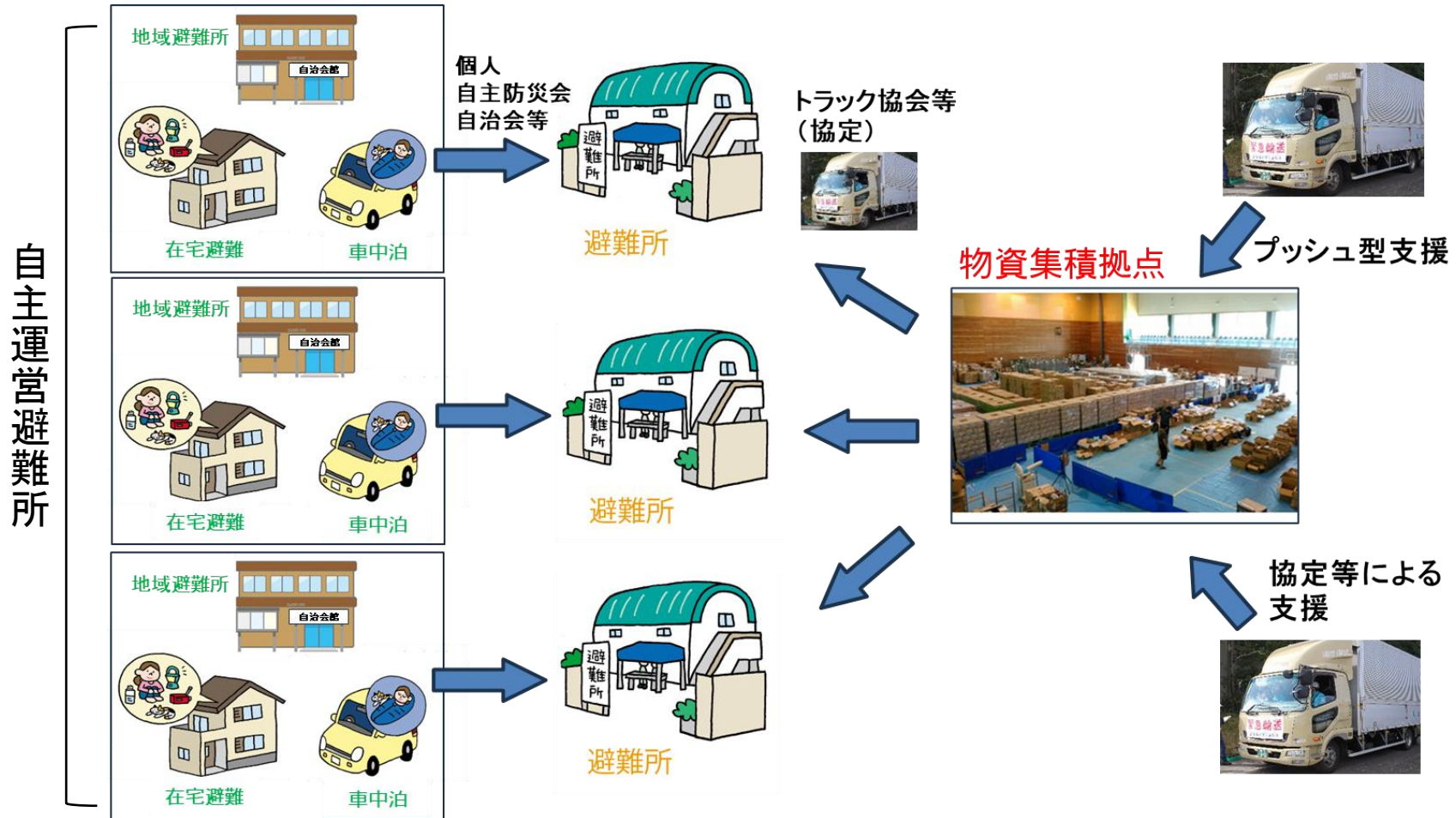
5 支援物資の流れについて



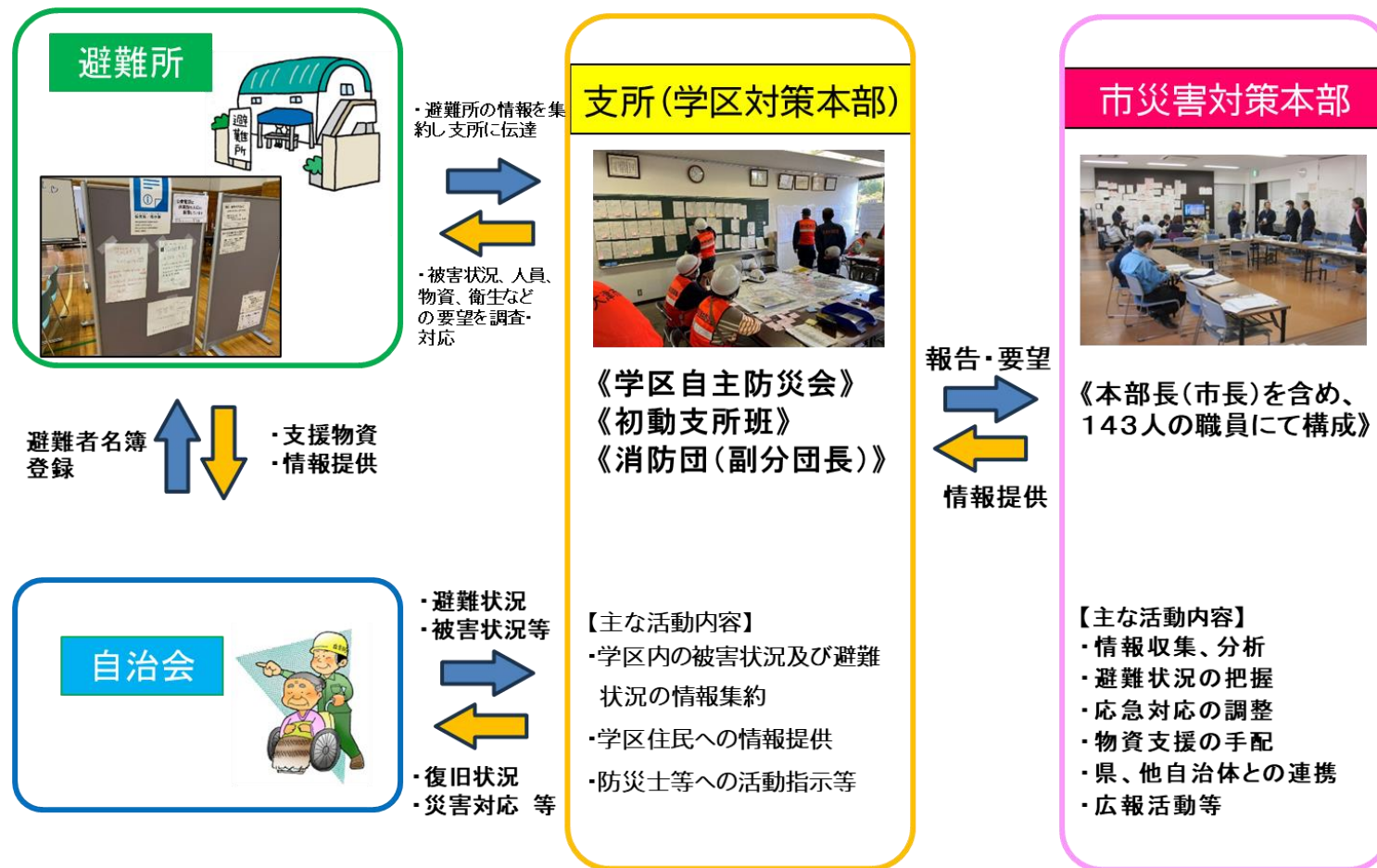
【在宅避難者】

単に災害時に自宅等で生活を行っている人を広く指すものではなく、災害によるガスや水道といったインフラの途絶や物流網の途絶、家屋への被害等のため、自らの備蓄を利用し、或いはなんらかの支援を受けて避難生活を送る人のことをいいます。

5 支援物資の流れについて



6 情報共有について



※在宅避難者や車中泊などの個人への情報共有はスマホアプリの利便性向上を図ることを検討